

鳩山町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、自分らしくいきいきと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した双方又はいずれか一方が性的マイノリティである2人の者の社会生活関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者双方が、町長に対して、互いをパートナーであることを宣誓することをいう。
- (3) 申告 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体連携に関する協定を締結している市町村（以下「締結自治体」という。）において、第4条に規定する宣誓に類する行為をし、第8条に規定する交付書類に類する書類の交付を受けた2人の者が、当該事実及びパートナーシップの関係にあることを町長に対して申し出ることをいい、宣誓と同様のものとみなす。

(宣誓をすることができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が3月以内に本町への転入を予定していること。
 - ウ 双方が3月以内に本町への転入を予定していること。
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定により婚姻をすることができない者でないこと。
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと又は当事者以外の者とパートナーシップにないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、そろって町職員の面前において鳩山町パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及び鳩山町パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。）を添えて町長に提出しなければならない。ただし、宣誓をしようとする者のうち一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該宣誓をしようとする者及び町職員の立会いの下で、当該宣誓をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（町内への転入を予定している場合には、

その事実が確認できる書類)

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について事前に町と調整するものとする。

(申告の方法)

第5条 申告をしようとする者は、そろって町職員の面前において鳩山町パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第3号。以下「申告書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類(申告日前3月以内に発行されたものに限る。)を添えて町長に提出しなければならない。ただし、申告をしようとする者のうち一方又は双方が申告書に自ら記入することができないときは、当該申告をしようとする者及び町職員の立会いの下で、当該申告をしようとする者以外の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(町内への転入を予定している場合には、その事実が確認できる書類)

(2) 締結自治体で交付を受けた宣誓受領書類

2 申告をしようとする者は、申告する日時等について事前に町と調整するものとする。

3 町長は、転入した者から第1項に規定する申告があった場合は、添付書類の写しを添えて、パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書(様式第4号)により、申告の事実を転入前の締結自治体に通知するものとする。

(本人確認)

第6条 町長は、宣誓又は申告をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券(パスポート)

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、宣誓又は申告をしようとする者の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第7条 宣誓又は申告をしようとする者は、宣誓書において通称名(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると町長が認めるものをいう。)を用いることができる。

(受領証等の交付)

第8条 町長は、第4条第1項の規定による宣誓書の提出があったときは、鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証(様式第5号)及び鳩山町パートナーシップ宣誓書受領カード(様式第6号。以下「受領証等」という。)を当該宣誓又は申告をした者(以下「宣誓者等」という。)に交付するものとする。

(受領証等の再交付の申請)

第9条 前条の規定により受領証等の交付を受けた者は、当該受領証等を破損し、又は紛失したときは、鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第7号)を町長に提出し、その再交付を受けることができる。

2 第6条の規定は、前項の再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の規定により受領証等の再交付を受けた者は、受領証等の再交付を受けた後に

において、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに、発見した受領証等を町長に返還しなければならない。

(変更の届出等)

第 10 条 宣誓者等は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、鳩山町パートナーシップ宣誓書記載事項変更届出書（様式第 8 号）に町長が必要と認める書類を添えて届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更届出書の提出があった場合において、受領証等の氏名又は通称名に変更があったときは、変更後の氏名又は通称名を記載した受領証等を当該宣誓者等に交付するものとする。

(受領証等の返還)

第 11 条 宣誓者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、鳩山町パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（様式第 9 号）を町長に提出し、及び受領証等を返還しなければならない。ただし、宣誓者等が締結自治体から転出し、かつ、転入先で宣誓をする場合は、転入先で返還できるものとする。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第 3 条第 2 号及び第 4 号に規定する要件を満たさなくなったとき。

(受領証等の無効)

第 12 条 町長は、宣誓者等が虚偽その他不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、受領証等を無効とすることができる。

2 町長は、前項の規定により受領証等を無効とした場合は、宣誓者等に交付した受領証等の返還を求めることとする。

(施策の推進に当たっての配慮)

第 13 条 町長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップの関係にある者のプライバシーに十分配慮するものとする。

(周知啓発)

第 14 条 町長は、宣誓の趣旨が町民及び事業者適切に理解され、並びに宣誓に係る制度に関し、町民及び事業者の理解と協力が得られるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 1 日告示第 75 号）

この告示は、公布の日から施行する。